

平成24年度介護報酬改定案

(介護予防)

認知症対応型通所介護

説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

＜認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護共通＞

目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
時間区分の見直し		◇時間区分 所要時間3時間以上4時間未満 所要時間4時間以上6時間未満 所要時間6時間以上8時間未満 → 所要時間3時間以上5時間未満 所要時間5時間以上7時間未満 所要時間7時間以上9時間未満		1(5)H18告示126 P167～P168 1(6)H18告示128 P195	
評価の見直し		◇単独型指定認知症対応型通所介護費 ※例 ＜利用者に6時間30分のサービス提供を行う場合＞ (所要時間6時間以上8時間未満) (所要時間5時間以上7時間未満) 要介護1 967単位/日 → 要介護1 904単位/日 要介護2 1071単位/日 → 要介護2 1001単位/日 要介護3 1175単位/日 → 要介護3 1097単位/日 要介護4 1280単位/日 → 要介護4 1194単位/日 要介護5 1384単位/日 → 要介護5 1291単位/日		●今回の見直しは、あくまでも介護報酬における評価を行う際の区分の変更であり、これまで提供されてきたサービスを、利用者の意向等を踏まえ、新たな時間区分に適合させることを強いるものであってはならず、適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する趣旨であることに充分留意すること。	1(5)H18告示126 P167～P168 1(6)H18告示128 P195
長時間のサービス提供を評価		◇延長加算 8時間以上 9時間未満 50単位/日 → 9時間以上10時間未満 50単位/日 9時間以上10時間未満 100単位/日 → 10時間以上11時間未満 100単位/日 11時間以上12時間未満 150単位/日	●7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合に3時間を限度に算定。 ●延長加算の既存届出内容が「あり」の場合は、新たな体制届提出の必要なし。	1(5)H18告示126 P168～P169 1(6)H18告示128 P196	必要
		◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			
		◆同一建物に居住する利用者の減算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり			

②人員基準関係

＜認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護共通＞

目的	内容	改正(変更)点	留意点	省令、通知等
基準の緩和	人員配置基準の見直し	・生活相談員及び看護職員又は介護職員について、これまでサービス提供時間帯を通じた配置が必要とされていたものを、事業所全体のサービス提供時間数に応じた配置で足りるとする変更を行う。 ・なお、看護職員又は介護職員は、各単位において、提供時間帯を通じて1以上配置しなければならない。		1(13)H18省令34 P280～P282 1(14)H18省令36 P303～P304 2(9)H18通知0331004等 P574～P577
参入障壁の軽減	事業実施要件の見直し ※共用型のみ	・介護サービスの指定又は許可を初めて受けた日から起算して3年以上の期間が経過している事業者であれば、共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の事業を行うことができることとされた。		1(13)H18省令34 P282～P283 1(14)H18省令36 P304～P305

介護報酬改定資料 ～（介護予防）認知症対応型通所介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
別冊資料のページ

ページ

- 1 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 …… P167～171
(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)
- 2 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 …… P195～198
(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)
- 3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 …… P257～258
(平成 18 年厚生労働省令第 34 号) P280～283
- 4 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準 …… P303～305
(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)
- 5 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に …… P478～483
関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 準用 P475
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号
老老発第 0331018 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知)
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに
関する基準について …… P549～550
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号 P574～577
老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、
老人保健課長連名通知)

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。